

参考人等に対する謝金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県の機関の請求によつて出頭した者に対する費用弁償等の支給に関する条例（昭和31年埼玉県条例第32号）その他別に定めるもののほか、埼玉県議会の求めに応じて会議又は委員会に出席した参考人等に対する謝金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「参考人等」とは、埼玉県議会会議規則（昭和58年埼玉県議会規則第1号）第52条の4の公述人（同規則第52条の3の規定により申し出た者を除く。）、同規則第52条の8の参考人、埼玉県議会委員会規程（昭和58年埼玉県議会告示第1号）第28条の公述人（同規程第27条の規定により申し出た者を除く。）及び同規程第31条の2の参考人をいう。

(支給)

第3条 参考人等に対し、謝金を支給することができる。

(謝金の額)

第4条 参考人等の出席に係る1時間当たりの謝金の額は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大学教授、弁護士、医師、公認会計士等識見を有する者
12,000円
- (2) 前号に掲げる者以外の者
8,000円

(謝金の額の調整等)

第5条 謝金の額は、参考人等の業績、社会的地位等により前条によりがたい特別な事情がある場合は、前条の規定にかかわらず、予算の範囲内で議会事務局長が別に定めることができる。

- 2 その職務に関し出席する公務員、案件に関し利害関係を有する者等で社会通念上謝金の支給になじまないものが参考人等として出席した場合は、謝金は、支給しない。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。